平成 27 年 3 月 11 日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号
株　式　会　社　ＡＬＢＥＲＴ
代表取締役会長　　山川　義介

第 10 回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、平成２７年３月２６日（木曜日）午後７時までに到着するよう、ご送付いただきたくようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　平成27年3月27日（金曜日）午前10時30分

2. 場　　所　東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル15階
本社 会議室

3. 株主総会の目的事項

報告事項

第10期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）事業報告の内容報告の件

第10期（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　定款一部変更の件

第2号議案　取締役1名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎招集通知添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.albert2005.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（ 添付書類 ）

事 業 報 告

（平成 26 年１月 １日から
平成 26 年 12 月 31 日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（自平成 26 年１月１日至平成 26 年 12 月 31 日）におけるわが国経済は、４月に実施された消費税増税の影響により一時的に落ち込みが見られたものの、政府による経済政策等により、輸出業を中心に企業業績の改善、個人消費の持ち直し、雇用情勢の改善など緩やかながら回復の兆しが見えてまいりました。

当社が属する国内 IT 市場においてはクラウドサービスの拡大、モバイル端末の業務利用、ビッグデータ分析など、新しい形態での IT サービスが本格的な普及期を迎えており、特にマーケティングへの活用が期待されるビッグデータ分析については、企業のマーケティング分野への投資が増加傾向にあるなかで、関連ビジネスの市場拡大が加速しているという事業環境が出来つつあります。平成 25 年 12 月、矢野経済研究所が発表した「ビッグデータ市場の実態と展望 2013-2014」によると、ビッグデータ活用で実現したいことのアンケート結果から、マーケティング課題の解決に関するニーズが上位を占めていることが分かり、具体的には、既存顧客の購買行動分析による広告最適化、POS や RFID などの小売店頭データを使った販売分析や販売予測、サプライチェーンにおける部品の引当や在庫の最適化分析など、関心が高まっていることが伺えます。

このような状況のもと、当社が手がける「マーケティングソリューション事業」は、ビッグデータの統合管理・分析コンサルティング、マーケティング施策に活用するためのシステムの提供であり、データサイエンス領域のテクノロジーを駆使したマーケティングソリューションのリーディングカンパニーになることをビジョンに掲げ、積極的な営業活動を展開してまいりました。

平成 26 年９月、大手リサーチ企業及び大手通信キャリアとの３社業務提携契約を締結し、他に類を見ない大規模な生活者データベースを活用したデータ分析プラットフォームの及び分析コンサルティングサービス提供に向けた共同開発を開始いたしました。同４月には、M2M/IoT デバイス製造の大手企業と業務提携契約を締結し、データ蓄積のためのハードウェア及びワイヤレスセンサーネットワークの構築までをトータルにカバーするサービスの提供を開始し、新たな領域への進出を図っております。

サービス提供のためのインフラ強化にも取り組み、高度な広告オーディエンスターゲティングやリターゲティング配信を実現を可能とした RTB 対応 DSP との連係を開始、M2M や IoT にも対応した大規模なストリーミングデータをリアルタイムで処理する分析サービスを開始するなど、他に強みを持つ外部システムとの連係による周辺サービスの充実も適宜行っております。

また、４大マス広告とインターネット広告が Web 上での行動及び実店舗の売上に与える影響を総合的に分析できる「状態空間モデル」を用いたアトリビューション分析サービスを平成 26 年８月にリリースするなど、独自のアルゴリズムや分析手法の開発にも継続的に取組み、「分析力」のさらなる強化を追求するとともに、ノウハウの蓄積につなげております。

当事業年度においては、マーケティングプラットフォームサービスにつきましては、当社の主力商品である「smarticA!DMP =プライベート・データマネジメントプラットフォーム構築請負サービス」が順調に売上を伸ばし、大手不動産情報サイト運営会社、大手旅行会社に採用いただくなど順調にユーザ数が増加したことにより、売上高は 825,263 千円となりました。また、アナリティクス・コンサルティングサービスにつきましても、各種分析請負案件が増加したことや、企業向けデータサイエンティスト養成講座も好評であり、売上高は 93,284 千円となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は 918,547 千円（前年同期比 41.8%増）、営業利益は 166,901 千円（前年同期比 224.5%増）、経常利益は 161,100 千円（前年同期比 203.3%増）、当期純利益は 167,215 千円（前年同期比 77.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8)財産および損益の状況の推移

区　　分		第７期 平成23年12月期	第８期 平成24年12月期	第９期 平成25年12月期	第10期 平成26年12月期 (当事業年度)
売上高	(千円)	239,721	410,862	647,734	918,547
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	721	17,294	53,107	161,100
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△ 7,261	17,004	94,365	167,215
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△4.06	9.29	51.56	91.37
総資産	(千円)	142,382	201,110	336,387	578,659
純資産	(千円)	110,097	127,101	221,467	388,682
1株当たり純資産額	(円)	60.16	69.45	121.02	212.39

(注) 1．記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2．平成26年10月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。その結果、発行済株式総数は1,830,000株となっております。
3．当該株式分割が、第7期の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(9) 対処すべき課題

当社は、「分析力をコアとし、顧客の意思決定と問題解決を支援する。」を経営理念に掲げ、アナリティクス領域及びエンジニアリング領域における高度なマーケティングソリューションサービスを提供しております。経営安定化及び業容拡大を図っていくうえで、以下の課題に積極的に取り組む方針であります。

① クロスセルの推進

当社のサービスを既にご利用いただいているユーザの皆様には、複数のサービスを相互に利用していただけるようにクロスセル提案体制を強化し、データサイエンスのトータルソリューションの事業領域における提案力を高めてまいります。また新規ユーザ獲得のため、展示会やセミナーの継続的な開催及び出展、Web サイトや Facebook ページ等を活用した情報発信、提携企業との更なる連携強化などに取り組んでまいります。

② ブランド形成への取組み

当社が提供する「smarticA!DMP」は、大手企業を中心に引き合いが増えており、その製品力が業界内で高い評価を得ております。業界唯一のフルラインナップ DMP であることや、具体的で幅広い分析事例を豊富に持ち、運用が見えるシナリオ提案、継続的なチューニング・カスタマイズ体制を整えていることなど、他社には無い差別化要因が多数あります。競争優位性を維持していくためには更なる機能向上など製品開発を行っていく必要があるため、ブランド形成に向けて継続的に取り組んでまいります。

③ プロジェクト管理

業容拡大に伴い、案件単位において受注単価増大及び長期化の傾向があり、業務推進体制がより複雑化しています。このような状況のもと、各プロジェクトごとの作業工数をより正確にリアルタイムで把握出来るようなシステムの構築などにより工程管理を一層強化し、業務効率化を図っていくことが重要であると考えております。サービス品質の向上にも同時に取り組むとともに、コストを削減し、業務稼働率を一層向上させる施策を全社的に推進してまいります。

④ 情報管理体制の強化

デジタル化の進展に伴い、パーソナルデータを含むさまざまな匿名データを直接・間接に入手できるようになり、自社が保有する顧客の実名データと紐づけることで、顧客の属性・行動を網羅的に把握し、精度の高い顧客分析や、ターゲットの抽出、マーケティング ROI（投資対効果）測定などへの様々な活用が可能です。当社はこれらの支援を行うことを主力事業としており、顧客から分析データを預って業務を請負うときのデータ保護には細心の注意を払っておりますが、さらなる運用強化を図っていくことが重要と考えております。

⑤ 人材・組織体制

当社は、今後の成長のためには優秀な人材確保と教育体制の充実による継続的な人材育成が不可欠であると認識しております。企業理念においても「会社にとって一番大切なものは社員」であることを掲げ、各人の力を最大限に引き出すことによりそれを組織力に変えていくことが企業価値向上に繋がると考えます。成長フェーズに合った評価制度をしっかり運用するとともに、役員及び従業員の自立性を高め、常に最適な組織体制を模索していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(10) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、「分析力」をコアコンピタンスとして、マーケティングプラットフォーム（smarticA!DMP）の提供、各種アナリティクスコンサルティングなど、マーケティングソリューション事業を展開しております。

(12) 主要な営業所

名　称	所　在　地
本社	東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

(13) 従業員の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
41名	11名増	34.2歳	2.6年

(14) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況　（平成 26 年 12 月 31 日現在）

① 発行可能株式総数　5,000,000 株
② 発行済株式の総数　1,830,000 株
③ 株主数　67 名
④ 大株主（上位 11 名）

株　主　名	持 株 数	持株比率
山川義介	329,400 株	18.0 %
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	325,000	17.8
上村崇	122,800	6.7
山川奈緒子	116,000	6.3
IVP Incubator, L.P.	88,800	4.9
投資事業組合オリックス 11 号	75,000	4.1
ジャフコ V2 共有投資事業有限責任組合	65,600	3.6
三生 5 号投資事業有限責任組合	60,000	3.3
ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社	50,000	2.7
ＩＴＹバリューアップ投資事業有限責任組合	50,000	2.7
平岡千春	50,000	2.7

(2) 新株予約権等の状況　（平成 26 年 12 月 31 日現在）

① 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

		第９回新株予約権
発行決議日		平成 24 年 4 月 13 日
新株予約権の数		1,697 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 169,700 株 （新株予約権 1 個につき 100 株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		200 円
権利行使期間		平成 26 年 4 月 14 日から 平成 34 年 4 月 13 日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,652 個 目的となる株式数　165,200 株 保有者数　２名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　45 個 目的となる株式数　4,500 株 保有者数　１名

（注）権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」による。

		第 11 回新株予約権
発行決議日		平成 25 年 3 月 21 日
新株予約権の数		147 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 14,700 株 （新株予約権 1 個につき 100 株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		200 円
権利行使期間		平成 25 年 3 月 22 日から 平成 35 年 3 月 21 日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 45 個 目的となる株式数 4,500 株 保有者数 1 名

（注）権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」による。

		第 12 回新株予約権
発行決議日		平成 25 年 12 月 17 日
新株予約権の数		567 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 56,700 株 （新株予約権 1 個につき 100 株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		200 円
権利行使期間		平成 27 年 12 月 18 日から 平成 35 年 12 月 17 日まで
行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 375 個 目的となる株式数 37,500 株 保有者数 1 名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）権利行使時において当社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」による。

② 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成 26 年 12 月 31 日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山川　義介	
代表取締役社長	上村　　崇	
取締役	山口　哲央	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社　執行役員テクノロジーサービス本部長
監査役	谷本　篤彦	
監査役	保月　英機	
監査役	江南　清司	

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	人　　数	報酬等の総額
取　締　役（うち社外取締役）	３名（１名）	42,000 千円（　－千円）
監　査　役（うち社外監査役）	３名（２名）	5,100 千円（3,900 千円）
合　計	６名（３名）	47,100 千円（3,900 千円）

（注）１．取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成 26 年 10 月 15 日開催の臨時株主総会において年額 200 百万円以内（ただし、使用人を含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成 26 年 10 月 15 日開催の臨時株主総会において年額 30 百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係
該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。

４．会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,700 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭及びその他財産上の利益の合計額	11,700 千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．業務の適正性を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令･定款及び社会規範を遵守するための「行動規範」を制定し、全社に周知･徹底します。
②コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたります。
③コンプライアンスに関する教育･研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持･向上を図る。
④内部通報制度を設け、問題の早期発見･未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。
⑤当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び情報管理規程等に基づき、適正に保存及び管理を行います。
②取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、事業活動における各種リスクに対する予防･軽減体制の強化を図る。これに従いリスク管理にかかる「リスク管理マニュアル」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価･管理体制を構築します。危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離します。
②取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図ります。
③取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催します。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

①当面、監査役スタッフは置かないものの、業務監査及び日常業務については経営管理部の補助を受けるものとします。
②また将来監査役スタッフが求められた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとします。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

①監査役は、取締役会のほか執行役員会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとします。
②取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告するものとします。
③取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。

②監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
③監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、代表取締役社長を筆頭として、財務報告の適正を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築します。

(9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は、「ALBERT 行動規範」において、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

貸 借 対 照 表

（平成 26 年 12 月 31 日現在）

（単位：千円）

科　目	金 額	科　目	金 額
（資 産 の 部）		**（負 債 の 部）**	
流動資産	**481,414**	**流動負債**	**189,976**
現金及び預金	292,946	買掛金	27,263
受取手形	1,296	未払金	30,620
売掛金	85,905	未払法人税等	15,236
仕掛品	23,303	未払消費税等	23,382
貯蔵品	376	未払費用	30,962
前渡金	4,341	預り金	3,687
前払費用	4,639	前受金	0
繰延税金資産	68,731	賞与引当金	58,821
貸倒引当金	△124		
固定資産	**97,244**		
有形固定資産	**2,115**		
建物	742	**負 債 合 計**	**189,976**
工具、器具及び備品	1,373	**（純 資 産 の 部）**	
無形固定資産	**28,034**	**株主資本**	**388,682**
ソフトウエア	27,250	**資 本 金**	**339,000**
ソフトウエア仮勘定	453	**利益剰余金**	**49,682**
商標権	330	その他利益剰余金	49,682
投資その他の資産	**67,094**	繰越利益剰余金	49,682
敷金及び保証金	61,370		
長期前払費用	282		
保険積立金	4,053		
繰延税金資産	1,388	**純 資 産 合 計**	**388,682**
資 産 合 計	**578,659**	**負債・純資産合計**	**578,659**

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成 26 年１月 １日から
平成 26 年 12 月 31 日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**918,547**
売上原価		**422,280**
売上総利益		**496,266**
販売費及び一般管理費		329,365
営業利益		**166,901**
営業外収益		
受取利息	79	
為替差益	1,256	
講演料等収入	722	
その他	11	2,069
営業外費用		
株式公開費用	7,847	
保険解約損	23	7,870
経常利益		**161,100**
特別損失		
固定資産除却損	180	180
税引前当期純利益		**160,919**
法人税、住民税及び事業税	16,249	
法人税等調整額	△22,545	△6,295
当期純利益		**167,215**

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成 26 年１月　１日から
平成 26 年 12 月 31 日まで）

（単位:千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成 26 年1月1日残高	339,000	339,000	339,000	△456,532	△456,532	221,467	221,467
事業年度中の変動額							
資本準備金の取崩		△339,000	△339,000	339,000	339,000	－	－
当期純利益				167,215	167,215	167,215	167,215
事業年度中の変動額合計	－	△339,000	△339,000	506,215	506,215	167,215	167,215
平成 26 年 12 月 31 日残高	339,000	－	－	49,682	49,682	388,682	388,682

（注） 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)は定額法を採用しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

（3）引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエアにかかる売上高及び売上原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウエア制作

工事進行基準（契約の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他のソフトウエア制作を採用しております。

工事完成基準

（5）消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

２．貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　　6,410 千円

（２）関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	－千円
短期金銭債務	2,147 千円

３．損益計算書に関する注記

（１）関係会社との取引高

売上高	6,310 千円
売上原価	22,316 千円

（２）一般管理費に含まれる研究開発費　　23,132 千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

（１）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	18,300株	1,811,700株	－株	1,830,000株

（注）平成26年10月15日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。

（２）自己株式に関する事項

該当事項はありません。

（３）新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第１回新株予約権	普通株式	20	1,980	－	2,000	－
第２回新株予約権	普通株式	105	10,395	－	10,500	－
第７回新株予約権	普通株式	5	495	－	500	－
第９回新株予約権	普通株式	1,697	168,003	－	169,700	－
第10回新株予約権	普通株式	216	21,384	1,200	20,400	－
第11回新株予約権	普通株式	135	13,365	2,700	10,800	－
第12回新株予約権	普通株式	567	56,133	1,200	55,500	－
合　計		2,745	271,755	5,100	269,400	－

（注）１．減少の株数は、消却によるものであります。

２．平成26年10月15日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

（４）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	（千円）
繰越欠損金	72,720
賞与引当金	20,963
未払費用	3,380
減価償却超過額	2,012
一括償却資産	1,509
その他	4,396
繰延税金資産小計	104,983
評価性引当額	△34,863
繰延税金資産合計	70,119

（２）法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 10 号)が平成 26 年３月 31 日に公布され、平成 26 年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成 27 年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の 38.01％から 35.64％に変更されております。

この税率の変更により、繰延税金資産の金額は 4,662 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

６．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金からの充当による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的にモニタリングしております。

営業債務である買掛金、未払金は、１年以内の支払期日となっております。また、買掛金、未払金は流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	292,946	292,946	－
(2) 売掛金	85,905		
貸倒引当金　※１	△124		
差引	85,780	85,780	－
(3) 敷金及び保証金	61,370	59,411	△1,959
資産計	440,097	438,138	△1,959
(1) 買掛金	27,263	27,263	－
(2) 未払金	30,620	30,620	－
負債計	57,884	57,884	－

※１　売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権及び満期ある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10 年以内 （千円）	10 年超 （千円）
預金	292,788	－	－	－
売掛金	85,905	－	－	－
合計	378,694	－	－	－

（注３）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1)　一株当たり純資産額　　212 円 39 銭

(2)　一株当たり当期純利益　　91 円 37 銭

当社は、平成 26 年 10 月 15 日付で普通株式１株につき 100 株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

８．重要な後発事象に関する注記

（公募による新株の発行）

当社は、平成 27 年２月 19 日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場予定であります。株式上場にあたり、平成 27 年１月 15 日及び平成 27 年１月 29 日開催の取締役会において決議した、新株式の発行に関する内容は次のとおりであります。

（１）募集方法　　一般募集（ブックビルディング方式による募集）

（２）発行する株式数　　普通株式 200,000 株

（３）発行価格　　１株につき 2,800 円

（４）引受価額　　１株につき 2,576 円

（５）資本組入額　　１株につき 1,288 円

（６）引受価額の総額　　515,200 千円

（７）資本組入額の総額　　257,600 千円

（８）払込期日　　平成 27 年２月 18 日

（９）資金の使途　　主に、本社移転及び研修施設構築費用、本社移転に伴う賃料増額分、データ・アナリスト及びシステムエンジニア等の採用、育成に係る人件費、ネットワーク負荷に対応するためのインフラ増強費用に充当する予定であります。

独立監査人の監査報告書

平成２７年２月１６日

株 式 会 社 Ａ Ｌ Ｂ Ｅ Ｒ Ｔ
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　吉 田 敏 宏　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　押 谷 崇 雄　印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＡＬＢＥＲＴの平成２６年１月１日から平成２６年１２月３１日までの第１０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成２７年１月１５日及び平成２７年１月２９日開催の取締役会において公募による新株式の発行を決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの第 10 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 3 月 6 日

株式会社 ALBERT 監査役会

常勤監査役（社外監査役）　谷本　篤彦　　印

監査役　　保月　英機　　印

社外監査役　　江南　清司　　印

株主総会参考書類

議案及び参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 現行定款第１条（商号）につきまして、各種表記の統一を行うものであります。

(2) 現行定款第 13 条、第 22 条及び第 26 条につきまして、機関設計及び経営体制の一部刷新に伴い規定を変更するものであります。

２．変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（商　号） 第１条　当会社は、株式会社ＡＬＢＥＲＴ（呼称：アルベルト）と称し、英文では、ＡＬＢＥＲＴ　Ｉｎｃ．と表示する。	（商　号） 第１条　当会社は、株式会社 ALBERT（呼称：アルベルト）と称し、英文では、ALBERT Inc.と表示する。
第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役会長が招集する。代表取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ２　株主総会においては代表取締役会長が議長となる。代表取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	第 13 条　株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。 ２　株主総会においては代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役会長がこれを招集し、議長となる。代表取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第 26 条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 ３　取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長を各１名選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第 26 条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 ２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 ３　取締役会は、その決議によって、取締役社長を１名選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第２号議案　取締役１名選任の件

取締役の職務執行に対する監督機能の強化、並びにコーポレートガバナンス体制の充実を図るため、渡邊敦彦氏の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
わたなべ　あつひこ 渡邊　敦彦 （昭和 56 年９月 18 日）	平成 17 年 10 月　株式会社ファインドスター入社 平成 19 年８月　マガシーク株式会社入社 平成 20 年８月　株式会社ワンスター　代表取締役就任 平成 25 年 11 月　株式会社ファインドスター　取締役就任（現任）	－株

（注）１．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．渡邊敦彦氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

３．渡邊敦彦氏を社外取締役候補者とした理由は、弊社との関連業界企業での代表取締役、取締役等を歴任し、経営に関する高い見識を有しており、特に広告領域における営業面強化を含め、当社の経営に対する有益な助言を与えることができると判断したためであります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号
新宿野村ビル 15 階　本社会議室



＜会場までのご案内＞

【電車をご利用の場合】

・JR・小田急線・京王線「新宿」駅西口　徒歩 7 分
・東京メトロ丸ノ内線「西新宿」駅 2 番出口　徒歩 4 分
・都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅 B2 出口　徒歩 3 分

【自動車をご利用の場合】

新宿野村ビル地下駐車場（地下 3 階～地下 5 階）がございます。
駐車料金 30 分 300 円
駐車台数 330 台